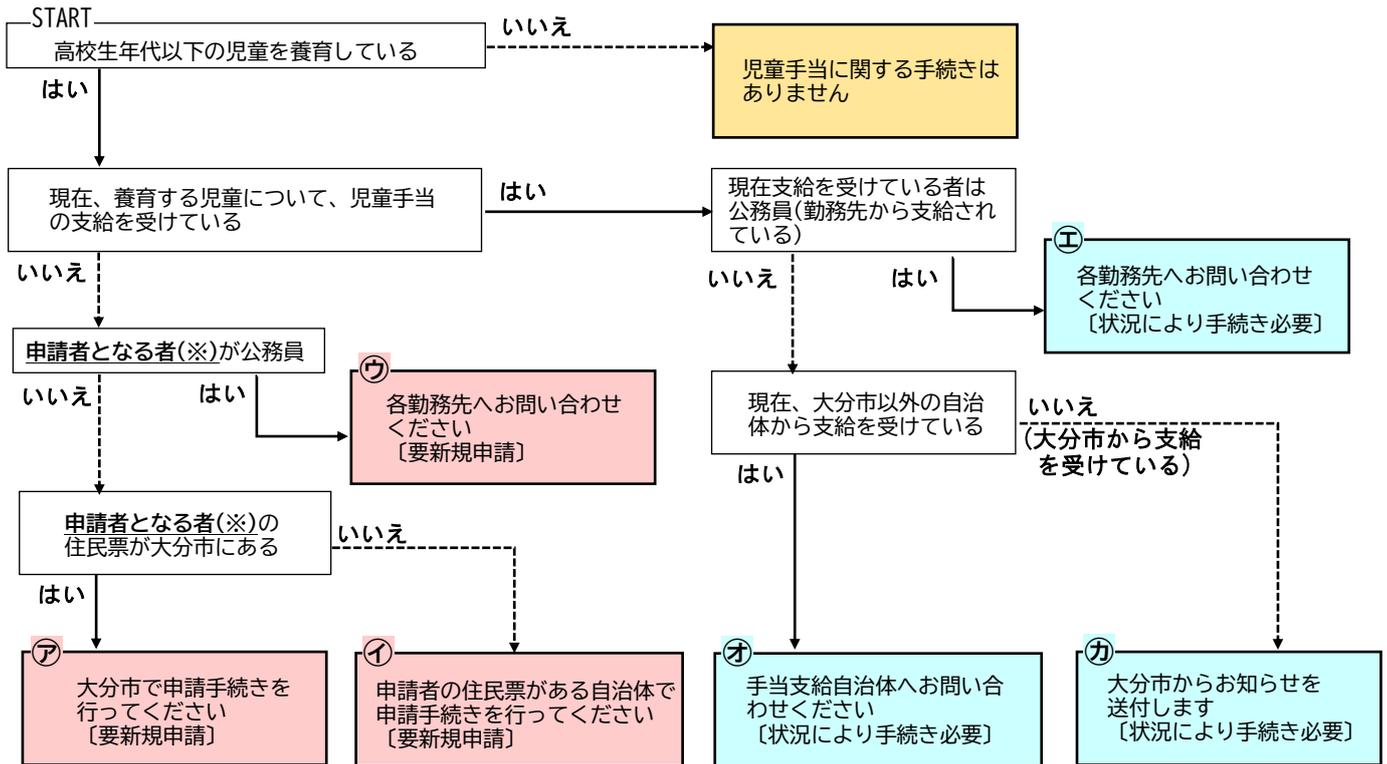


フロー図(矢印をたどり、該当する所を確認してください)



重要 (※申請者となる者)

児童の父もしくは母が申請者となる場合は、居住状況(児童と同居 or 別居)にかかわらず、主たる生計維持者(一般的には所得が高い者)が申請者となります。ただし、児童の父母が離婚している場合や離婚協議(調停・裁判)中の場合は、生計を維持する程度にかかわらず、児童と同居している者が申請者となります。また、未成年後見人や父母指定者(父母等が海外在住の場合に、国内でその児童を養育する者として指定された者)についても申請者となるほか、前述のいずれの者(児童の父母・未成年後見人・父母指定者)にも養育されていない児童については、当該児童を実際に養育している者(例:児童の祖父母や叔父叔母、兄弟等)が申請者となります。